

## 議案第12号

## 令和3年度札幌市軌道整備事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度札幌市軌道整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 車 両 数     | 36 両 |
| (2) 主要な建設改良事業 |      |
| ア 低床車両製造      |      |
| イ 電力設備増強      |      |
| ウ 車両基地改良      |      |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、収入支出差引不足額に充てるため、企業債（特別減収対策）467,000千円を借り入れる。

	収 入
<b>第1款 軌道整備事業収益</b>	<b>1,037,000千円</b>
第1項 営 業 収 益	317,000千円
第2項 営 業 外 収 益	720,000千円
	支 出
<b>第1款 軌道整備事業費用</b>	<b>1,504,000千円</b>
第1項 営 業 費 用	1,472,000千円
第2項 営 業 外 費 用	27,000千円
第3項 予 備 費	5,000千円
<b>収入支出差引不足額</b>	<b>467,000千円</b>

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額191,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

		収	入	
<b>第1款</b>	<b>資本的収入</b>			<b>1,119,000千円</b>
第1項	企業債			620,000千円
第2項	負担金			499,000千円
		支	出	
<b>第1款</b>	<b>資本的支出</b>			<b>1,310,000千円</b>
第1項	建設改良費			1,115,000千円
第2項	企業債償還金			185,000千円
第3項	予備費			10,000千円
<b>収入支出差引不足額</b>				<b>191,000千円</b>

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
路面電車活用推進事業 その3	令和4年度から 令和8年度まで	3,622,000千円
路面電車活用推進事業 その4	令和4年度から 令和7年度まで	48,000千円
新山鼻変電所受変電設備 更新工事	令和4年度から 令和6年度まで	107,000千円
新山鼻変電所受変電設備 更新工事その2	令和4年度から 令和5年度まで	630,000千円
路面電車活用推進事業 その5	令和4年度	253,000千円
8500形かご形三相誘導 電動機更新	令和4年度	33,000千円
8500形駆動装置更新	令和4年度	15,000千円
管理運営等業務	令和4年度	500,000千円

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
軌道整備事業建設改良費	606,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
特別減収対策企業債	481,000千円			

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 (収益的支出) 192,000千円

## (他会計からの補助金)

第10条 軌道整備事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,975千円である。

令和3年(2021年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広